

○愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例

平成23年3月23日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、市内の駅周辺及び住宅地周辺等の交通の円滑化を図るため並びに市の財産を有効に活用するため、愛西市営駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、[別表第1](#)のとおりとする。

(管理)

第3条 駐車場は、市長が管理する。ただし、稲葉駐車場及び名神西保団地駐車場は、[第5条](#)の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が草刈り等の管理をする。

(利用の方法)

第4条 この駐車場の利用方法は、規則で定めるものとする。

(利用の許可)

第5条 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、駐車場の管理上必要があるときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(利用の終了)

第6条 駐車場の利用を終了しようとする者は、規則で定める方法によらなければならない。

(転貸の禁止)

第7条 利用者は、市長の承認を得ないで駐車場を他人に転貸してはならない。

(駐車できる車両)

第8条 この駐車場に駐車できる車両は、[道路運送車両法施行規則\(昭和26年運輸省令第74号\)別表第1](#)に規定されている普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、積載物及び取付物を含めて、長さ5.0メートル以内、幅2.0メートル以内、高さ2.4メートル以内のものとする。ただし、勝幡駐車場の区画番号3については、長さ4.0メートル以下とする。

(駐車制限)

第9条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を禁止することができる。

- (1) 不法に改造された車両であるとき。
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 駐車場の施設等を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、他の利用者及び管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(駐車料金)

第10条 この駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)は、[別表第2](#)のとおりとする。ただし、1月に満たない場合は、1月分とする。

(料金の徴収方法)

第11条 利用者は、毎年度、前期分(4月1日から9月30日まで)はその年の4月末日までに、後期分(10月1日から翌年3月31日まで)は同年10月末日までに市長が送付する納入通知書で納入するものとする。

2 月の途中から利用する利用者は、許可を受けた日の翌月末までにその期分を市長が送付する納入通知書で納入するものとする。

3 [第1項](#)に規定する料金を納期限までに納入しない者に対して市長は、[愛西市税条例\(平成17年愛西市条例第55号\)](#)の規定に基づき、督促し、延滞金を徴収するものとする。

(料金の減免)

第12条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、料金を減免することができる。

- (1) [道路交通法\(昭和35年法律第105号\)第39条第1項](#)に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が、防災活動その他の緊急を要する公務を行うために利用する自動車
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めた自動車

(料金の還付)

第13条 市長は、[第6条](#)で定める利用を終了した者に対して、料金を還付することができる。

- 2 利用者は、[第16条](#)の規定及び利用者の責めに帰すべき理由がなく利用することができなくなった場合は、料金の還付を請求することができる。
- 3 [第7条](#)、[第9条](#)及び[第14条](#)の行為をした利用者は、料金は還付しない。
(禁止行為)

第14条 利用者及び敷地内に立ち入る者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げる行為
- (2) 駐車場及びその附属設備を汚損又は損傷させる行為
- (3) 著しく風紀を乱し、又はそのおそれのある行為
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、管理に支障を及ぼすおそれがある行為
- 2 市長は、[前項](#)に掲げる行為をした者に対して、退去を命ずることができる。
(損害賠償)

第15条 利用者が故意又は過失によって、駐車場及びその附属設備を汚損し、損傷し、滅失又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 市長は、天災その他市長の責めによらない損害については、その賠償の責めを負わない。
(利用の休止)

第16条 市長は、駐車場の補修又はその他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の利用を休止することができる。この場合において、市長は、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示するとともに、利用者に規則で定める方法により通知するものとする。

(委任)

第17条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成23年10月1日から施行する。
(愛西市使用料条例の廃止)
- 2 [愛西市使用料条例\(平成17年愛西市条例第57号\)](#)は廃止する。

附 則(平成25年3月25日条例第9号)

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
稲葉駐車場	愛西市稲葉町米野133番1
名神西保団地駐車場	愛西市西保町森浦132番、134番、135番、137番
永和駅前駐車場	愛西市大野町郷西1番
藤浪駅前駐車場	愛西市諏訪町中杵276番1、277番1、278番2
佐織中学校南駐車場	愛西市諏訪町中杵244番1
勝幡駐車場	愛西市勝幡町大御堂548番21

別表第2(第10条関係)

名称		駐車料金
稲葉駐車場		1区画1月当たり1,500円
名神西保団地駐車場		1区画1月当たり1,500円
永和駅前駐車場		1区画1月当たり5,000円
藤浪駅前駐車場		1区画1月当たり6,000円
佐織中学校南駐車場		1区画1月当たり4,500円
勝幡駐車場	区画番号1	1区画1月当たり4,000円
	区画番号2	1区画1月当たり4,000円
	区画番号3	1区画1月当たり3,500円